#### 性暴力被害者支援センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、性暴力被害者支援センター運営費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、性暴力被害者の心身の負担を軽減し、その回復を図るため、認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター(以下「補助事業者」という。)が行う「性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「ワンストップ支援センター」という。)」の運営に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

#### (補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

#### (補助金の交付の申請)

- 第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 事業計画・収支予算書
  - (2) ワンストップ支援センターの運営に係る経費の内容が分かる書類
  - (3) 前2号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

#### (補助の条件)

- 第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、補助事業者が性暴力被害者に対して助成金を交付するときは、同様の条件(第2号を除く。)を付さなければならない。
  - (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用しないこと。
  - (2) 補助事業者において、県税の滞納がないこと。
  - (3) 別表第1の種目間における経費の配分変更を行うことはできない。
  - (4) 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に別記第2号様式による変更申請書に関係 書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変 更(別表第1の経費の総額の20パーセント以内の減額の変更)の場合は、この限りでない。
  - (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助事業交付 中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
  - (6) 補助事業を行うため売買、請負、その他の締結する契約については、一般の競争に付さなければならないほか、(ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。)県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
  - (7) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入

基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとすること。

- (8) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、補助事業者のその収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者 を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければ ならないこと。
- (10) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (11) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (12) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について必要があると認めて知事が指示した事項

(補助金の交付の決定)

- 第6条 知事は、第4条の規定により補助事業者から補助金交付申請書の提出があり、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合は、当該条件を当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。
- 2 知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、前項の補助金の交付の決定をすることができる。

(概算払)

第7条 補助事業者は補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告及び調査)

- 第8条 補助事業による毎月月末時点の相談実績を別記第5号様式により翌月10日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業の進捗状況を確認するため、補助事業実施年度の第2四半期の末日時点において、 別記第6号様式により、中間報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項に規定する補助事業等実績報告書の様式は、別記第7号様式による

ものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した 日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。
  - (1) 事業実績・収支決算(見込み)書
  - (2) ワンストップ支援センターの運営に係る経費の内容が分かる書類
  - (3) 前2号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類
- 3 補助事業者は、第5条第11号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第5条第11号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第8号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。
- 5 前項の返還については、次条第3項の規定を準用する。

#### (補助金の額の確定)

- 第10条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が第6条第1項の規定により通知した補助金交付決定額(第5条第3号の規定による承認をした場合は、その承認した額)と同額である場合は、通知を省略することができる。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の交付の決定の取消し及び返還)

- 第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更させ、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。
  - (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、交付対象事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (5) 補助事業の目的を達成し得なかったとき又は補助事業の実施が不適切であると認められるとき。
  - (6) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認

めたとき。

- 2 知事は、前項の取消しをした場合は、交付決定取消を通知するとともに、既に当該取消し に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部 の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

#### (帳簿書類の備付け)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、 当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5 年間保管しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条、第9条第4項 及 び第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

	月3条舆馀/	LNHL -t-
種目	補助対象経費及び経費区分	補助率
1被害者相	(1) 相談センターの運営に要する経費	
談支援運	支援者の人件費(賃金、各種手当(期末・勤勉手当を除く。)、	定額
営・機能強	社会保険料等事業主負担分)、同報償費、同旅費、	
化等事業	相談センターの施設借料、同通信運搬費等	
	(2) 産婦人科医療従事者及び支援者に対する研修に要する経費	
	講師の謝金、同旅費、借料(研修会場、同付帯設備・備品)等	
	(3) 支援センターの広報啓発に要する経費	
	印刷製本費等	
	(4)被害者への法的支援に要する経費	
	弁護士等への報酬等	
2 医療費助	医療費助成金	
成事業	(1) 補助対象となる医療費助成金の要件	定額
	性暴力を受け、その事案の発生後、原則として6ヵ月以内に	
	医療機関で初回の診察を受けた者((2)のアからオまでに掲	
	げる場合のいずれかに該当するものを除く。以下「被害者」と	
	いう。)への医療費助成事業に要した経費((3)のアからカま	
	でに掲げる医療費(健康保険等の医療保険を適用できるにもか	
	かわらず、自己の都合によりこれを適用しない場合について	
	は、本来健康保険等の医療保険で給付される医療費を除く。健	
	康保険等医療保険を適用してもなお自己負担となる医療費を	
	含む。以下同じ。) への助成に要した経費に限る。)	
	(2) 適用除外事項	
	ア 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある	
	組織に属している場合	
	イ 犯罪行為を誘発した場合	
	ウ 加害者又はその関係者から医療機関において発生した費 用の支払を受けた場合	
	エ 県警察の行う性犯罪被害者に対する公費負担制度実施要	
	領により、医療費の支払を受けた場合	
	オ その他補助対象とすることが社会通念上適切ではないと	
	認める場合	

## (3) 医療費

ア 初診料、初診のときに発生した検査費、処置費及び投薬費 イ 淋病、クラミジア、カンジタ、トリコモナス、梅毒、H IV、B型肝炎及びC型肝炎の性感染症検査費用並びにその

再診料 (感染が判明した場合の治療費を含まない。)

- ウ 緊急避妊に係る費用
- 工 証拠採取費用
- 才 診断書料
- カ 人工妊娠中絶費用(ウに含まれる緊急避妊薬を服用しても効果がなかった場合に限る。)

定額

#### 別表第2(第5条、第6条、第9条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する 暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、 顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取 締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以 下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その 他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に 協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

高知県知事様

申請者

主たる事務所の所在地

団体名

代表者の職氏名 印 代表者の生年月日

性暴力被害者支援センター運営費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び性暴力被害者支援センター運営費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業の目的
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画・収支予算書(別紙1)
  - (2) ワンストップ支援センター運営に係る経費の内容が分かる書類
  - (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

#### 別紙1

# 事業計画・収支予算書(変更事業計画・収支予算書)

(変更事業計画・収支予算書の場合は、変更前の計画等を上段に括弧書きし、変更後の計画等を下段に記入してください。)

## 1 事業計画

(1)事業期間	
(2)事業内容	※事業種目ごとに記載

## 2 収支予算

## (1) 収入

(単位:円)

		収 入	
項目	予算額	備考	
県補助金			
その他			
計			

(注)「その他」の項の「備考」欄は、財源(会費等)の種類を記入してください。

# (2) 支出

(単位:円)

					-	支	出							
種	Ш	項	予	算	額			積	算	根	拠	俳	前	考
1被害者 支援運営 強化等事	•機能													
2医療費事業	·助成													
計														

年 月 日

高知県知事様

申請者

所在地

団体名

代表者名 印

#### 性暴力被害者支援センター運営補助事業変更申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定がありました事業について、下記のとおり変更したいので、性暴力被害者支援センター運営費補助金交付要綱第5条第4号の規定により申請します。

記

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 既交付決定額 金 円
- 3 差引增減額 金 円
- 4 変更事項及び事由

- 5 添付書類
  - (1) 変更事業計画・収支予算書(別紙1)
  - (2) ワンストップ支援センター運営に係る経費の内容が分かる書類
  - (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

年 月 日

高知県知事様

申請者

所在地

団体名

代表者名 印

#### 性暴力被害者支援センター運営補助事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定がありました事業について中止(廃止)したいので、性暴力被害者支援センター運営費補助金交付要綱第5条第5号の規定により下記のとおり申請します。

記

1 中止 (廃止) の理由

2 中止の期間 (廃止の時期)

高知県知事様

申請者

所在地

団体名

代表者名 印

# 性暴力被害者支援センター運営費補助金概算払請求書

性暴力被害者支援センター運営費補助金を、下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

 補助金交付決定額
 円

 既交付額
 円

 今回請求額
 円

#### 振込先

銀行名	
支店名	
預金種別	普通 • 当座
口座番号	
口座名義人(カナ)	

高知県知事

様

申請者

所在地

団体名

代表者名 印

## 性暴力被害者支援センター運営費補助金相談実績報告書

性暴力被害者支援センター運営補助事業 月分の実績を下記のとおり報告します。

記

#### ① 相談(件数)

			当月分				4月からの累計			
			電話	面接	メー		電話	面接	メー	
					ル等	計			ル等	計
A 直接支援扱前の相談										
В直	B 直接支援扱の相談									
		警察								
	В	裁判								
	の 内 訳	検察								
	訳	病院								
		その他								
合計	(A+B)									

## ② 直接支援(件数)

	当月分	4月からの累計
警察		
裁判		
検察		
病院		
その他		
計		

# ③ 上記①及び②のうち「法的支援」及び「医療費助成」の実績(件数及び金額)

			当月分	4月からの累計		
		件数	金額	件数	金額	
法的支援	弁護士相談					
	その他()					
医療費						
カウンセリ	ング費用					
	計					

高知県知事

様

申請者

所在地

団体名

代表者名 印

性暴力被害者支援センター運営費補助金中間報告書

性暴力被害者支援センター運営費補助金の執行状況を下記のとおり報告します。

記

(年9月末時点)

種 目	項目	予算額(A)	執行済額(B)	実施率(B/A)	備考	
1被害者相						
談支援運						
営・機能強化						
等事業						
2 医療費助						
成事業						
計						

年 月 日

高知県知事様

申請者

所在地

団体名

代表者名 印

#### 性暴力被害者支援センター運営費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定がありました事業を実施しましたので、性暴力被害者支援センター運営費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、実績を報告します。

記

#### 1 事業成果

- 2 添付書類
  - (1) 事業実績・収支決算(見込)書(別紙2)
  - (2) ワンストップ支援センター運営に係る経費の内容が分かる書類
  - (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その他知事が必要があると認める書類

# 事業実績・収支決算(見込み)書

事業実績	

<ul> <li>相談実績</li> </ul>	i
--------------------------	---

- 研修会開催
- · 医療費助成 実人数、件数、内訳等

# 2 収支決算(見込み)

# (1) 収入

(単位:円)

		収	入			
項目	決算(見込)額			備	考	
県補助金						
その他						
計						

(注)「その他」の項の「備考」欄には、財源(会費等)の種類を記入してください。

# (2) 支出

(単位:円)

			(十三:11)	
支 出				
種 目	項目	決算(見込)額	備考	
1被害者相				
談支援運				
営·機能強化				
等事業				
2 医療費助				
成事業				
計				

高知県知事

様

所在地

団体名

代表者名

印

性暴力被害者支援センター運営費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定を受けました、性暴力被害者支援センター運営費補助金について、性暴力被害者支援センター運営費補助金交付要綱第9条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第 12 条の規定によ る補助金の確定額(補助金交付決定額)	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税	(A)
額等	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除	(B)
税額等	円
補助金返還相当額	(B) - (A)

(注) 国税還付金振込通知書(写し) その他参考となる資料を添えてください。